

朝倉市立小中学校 図書館システム更新業務
仕様書

朝倉市教育課

目次

I	業務の概要	1
1	業務名	1
2	本業務の目的	1
3	業務概要	1
4	履行期限及び履行場所	1
5	作業の実施体制・方法	2
6	納品・検収	2
7	その他	2
8	問い合わせ窓口の設置	3
II	業務の範囲	4
III	現行の概要	6
IV	業務要件	7
1	機能要件	7
2	非機能要件	7
V	役務要件	7
VI	運用・保守要件	8
1	運用・保守体制	8
2	運用・保守実施内容	9
VII	研修要件	9
1	必須項目	10
2	任意項目	10
VIII	成果物	10

I 業務の概要

1 業務名

朝倉市立小中学校図書館システム更新業務

2 本業務の目的

朝倉市（以下「本市」という。）では、市内小中学校 17 校で運用している学校図書館システムについて、現行システムの保守サポート終了を見据え、安全かつ安定したサービス提供を継続するためシステム更新を実施する。

本業務は、現行オンプレミス環境で稼働する学校図書館システムをクラウドサービスへ移行し、安定的かつ持続可能な運用基盤を整備することを目的とする。

受注者においては、本仕様書の内容を十分理解した上で業務の履行にあたり、遺漏及び事故の無いように留意すること。

3 業務概要

受注者は、現行学校図書館システムの調査・分析を行い、クラウド環境のシステム構築、データ移行、利用者環境整備、運用設計及び職員向け研修等を実施するものとする。

なお、本仕様に明示のない事項であっても、機能上及び社会通念上当然必要と思われるものについては、受注者において充足するものとする。

4 履行期限及び履行場所

（1）履行期限

履行期限は令和 9 年 3 月 31 日とする。

なお、システムのテスト期間を 1 か月以上設けること。

（2）履行場所

本業務において対象となる小学校及び中学校は以下のとおりとする。

学校名	所在地
三奈木小学校	朝倉市三奈木 4 5 6 4 番地
金川小学校	朝倉市屋永 3 1 4 8 番地
蟠城小学校	朝倉市林田 2 2 0 番地
福田小学校	朝倉市小田 4 5 0 番地
立石小学校	朝倉市頓田 3 8 0 番地 1
馬田小学校	朝倉市馬田 5 0 番地
秋月小学校	朝倉市長谷山 5 0 番地
甘木小学校	朝倉市甘木 1 9 4 5 番地

杷木小学校	朝倉市杷木寒水 1 7 5 番地
朝倉東小学校	朝倉市須川 2 6 8 0 番地
大福小学校	朝倉市大庭 3 5 9 4 番地
十文字中学校	朝倉市三奈木 3 7 1 0 番地
南陵中学校	朝倉市平塚 1 5 1 9 番地
秋月中学校	朝倉市秋月野鳥 6 6 3 番地
甘木中学校	朝倉市堤 1 4 3 0 番地 1
比良松中学校	朝倉市宮野 2 0 3 0 番地
杷木中学校	朝倉市杷木池田 8 2 2 番地 1

5 作業の実施体制・方法

(1) 作業実施体制

- ① 本業務の導入作業に係る担当者を選任すること。
- ② ①の担当者は、原則として本業務において本市との会議に全て参加できる体制をとること。
やむを得ず欠席する場合は、代理者の選任にあわせて本市の承認を得ること。

(2) 作業の実施にあたっての遵守事項

- ① 本市担当者と日程の調整を行い、作業スケジュールを提出すること。
- ② 業務の進捗に支障を来す事象が生じた場合は、本市担当者と協議のうえ進めるものとする。

6 納品・検収

(1) 完了報告及び納品物の納入

受注者は、業務完了後速やかに業務完了報告を行うこと。

(2) 検査の実施

本市は納入日から 10 営業日以内に納品物の検査を行うものとする。

(3) 不備の改良及び再検査

前項の検査の結果、不備が認められた場合、受注者は可能な限り速やかに不備を解消し、修正した成果物を再度納入すること。また、本市は再度納入された成果物の検査を速やかに行うものとする。

7 その他

(1) 機密保護

- ① 個人情報、秘密と指定した事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、または不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。
- ② 秘密情報を取り扱う責任者および従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先に

についても同様とする。

(2) 再委託

- ① 本業務の委託契約部分に係る業務の全部または一部の処理を第三者に委託する場合は、あらかじめ書面による再委託に係る本市の承認を得ること。
- ② 受注者は、再委託先の行為については、全責任を負うこと。

(3) 契約不適合要件

本業務に係る成果物の引き渡し後 1 年以内に発見された契約不適合について、その内容の修補もしくは修補する責を有する。

(4) 協議

本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合、または本仕様書に定めのない事項で協議の必要がある場合は、受注者は本市と協議を行うこと。

8 問い合わせ窓口の設置

受注者は、朝倉市担当職員向けに問い合わせ窓口（各種作業において下請け業者などを用いる場合にあっては、受注者が一括して窓口を請け負うものであること）を設置すること。

なお、問い合わせ受付時間は、土日祝日を除く月曜日から金曜日の午前 9:00 から午後 5:00 とする。

Ⅱ 業務の範囲

受注者は以下の業務を実施すること。

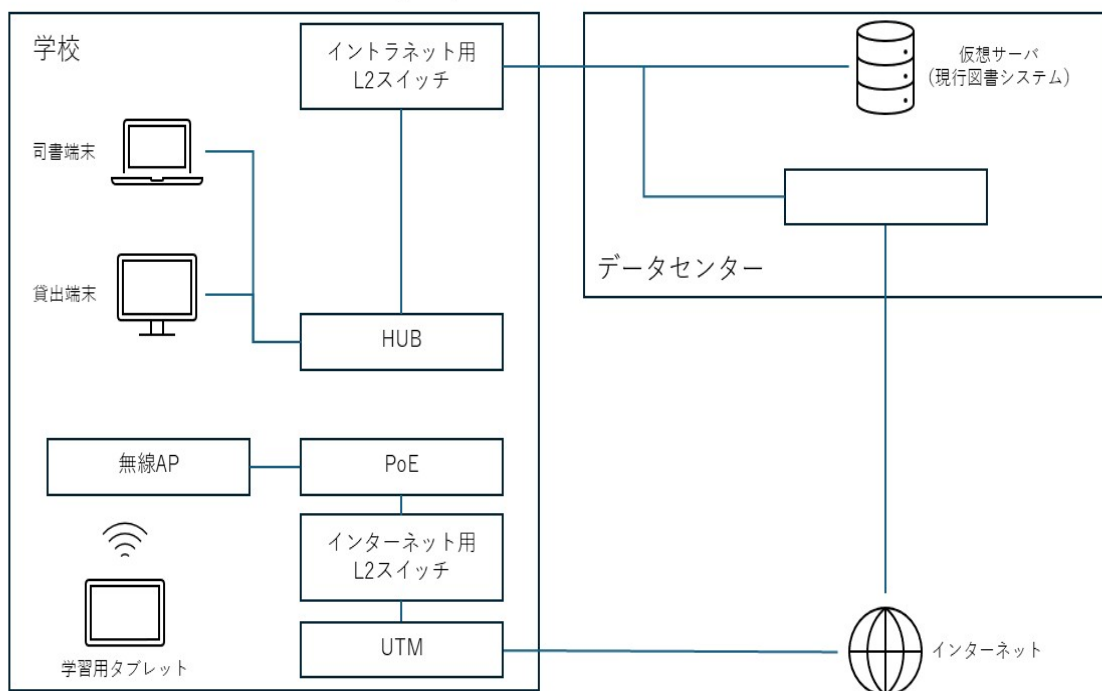
1 対象となる業務

- ・ 学校図書館システムが稼働するクラウド環境の構築・提供
- ・ ユーザデータ及び蔵書等データの移行
- ・ 周辺機器の調達及び設置
- ・ 稼働テストの実施
- ・ 移行後の操作支援・司書向け研修の実施
- ・ 成果物の提出

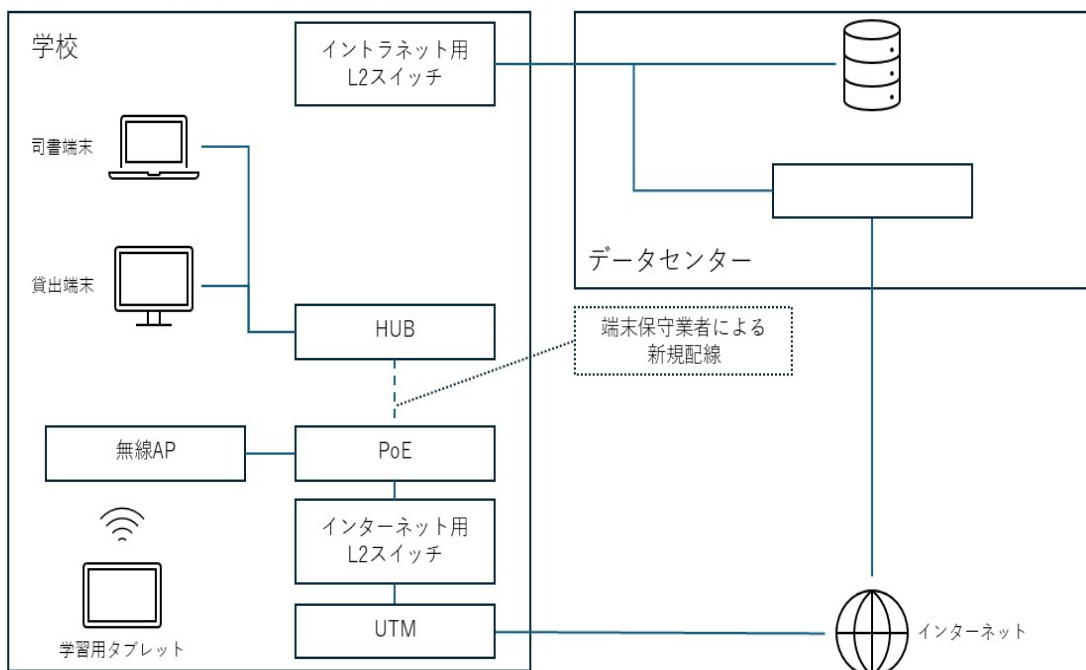
2 対象とならない業務

- ・ 現行ネットワーク機器に対する設定作業
- ・ 司書端末及び貸出端末（以下「接続端末」という。）並びに学習用タブレットの調達、設定作業

図書システムネットワーク構成図（現行）



図書システムネットワーク構成図（移行後）



Ⅲ 現行の概要

本業務において整備するライセンス及び機器類を使用する施設の詳細は以下のとおりとする。

なお、システムの利用に必要なソフトウェアのライセンス並びに設定作業・環境構築等については、本業務の範囲に含まれるものとする。

学校名	端末数 (図書司書用)	端末数 (検索用)	児童・生徒数 (人)	蔵書数 (冊)
三奈木小学校	1	1	129	10,979
金川小学校	1	1	127	10,847
蜷城小学校	1	1	64	8,987
福田小学校	1	1	100	9,569
立石小学校	1	4	786	14,906
馬田小学校	1	2	179	12,058
秋月小学校	1	1	89	7,834
甘木小学校	1	3	460	14,889
杷木小学校	1	2	191	15,790
朝倉東小学校	1	1	135	11,548
大福小学校	1	1	143	10,242
計	11	18	2,403	127,649
十文字中学校	1	1	150	9,493
南陵中学校	1	1	201	10,186
秋月中学校	1	1	63	8,491
甘木中学校	1	1	622	11,242
比良松中学校	1	1	190	9,067
杷木中学校	1	1	90	9,654
計	6	6	1,316	58,133
合計	17	24	3,719	185,782

※児童生徒数は R8.5.1 時点。蔵書数は R8.9.9 時点。

現行システム概要

システム種別	学校図書館システム L B @ S C H O O L
利用学校	17校（履行場所記載のとおり）
利用者数	約3,720人
蔵書データ	約185,790万冊
認証方式	パスワード認証

使用バーコード	利用者コード 7桁（6桁+チェックディジット） 資料コード 9桁（8桁+チェックディジット）
利用端末	図書司書用端末（Windows11） 検索用端末（Windows11） 学習用タブレット（ipad 第10世代） バーコードリーダー（富士通製 FMV-BCR215） 小型ハンディターミナル（日本システム開発製 MET-1000-101-00F）

※図書司書及び児童生徒の情報通信端末は、既存端末を利用することとする。

現行バーコードリーダー及びハンディターミナルを継続利用できること

児童・生徒数と同数の学習者用タブレットあり。

Ⅳ 業務要件

システムに求める要求仕様は、以下のとおりとする。実現できない仕様がある場合は、対応予定や代替案を示すこと。実現できない仕様がある場合、評価する上での判断材料となるので留意すること。

1. 機能要件

機能要件一覧【様式3】に記載のとおりとする。

2. 非機能要件

機能要件一覧【様式3】に記載のとおりとする。

Ⅴ 役務要件

システム構築にあたり以下の項目に記載する作業を実施すること。なお、以下に記載の事項であっても本システムを動作させるために必要な作業は、本業務の範囲において実施すること。

なお、既存システムからの移行作業にあたっては、業務への影響を最小限にすること。

システム構築	・クラウド環境へのシステム構築及び初期設定を実施すること。 ・利用者アカウント及び権限設定を支援すること。 ・バーコードリーダー及びラベルプリンタ等の周辺機器との接続確認を実施すること。
データ移行	・下記のデータを移行対象とする。その他必要と思われるデータも移行すること。 蔵書情報、貸出履歴、予約情報、利用者情報、各種マスタ情報 ・移行データの整合性確認を実施すること。
テスト	・テスト計画書及びテスト結果報告書を作成し、本市の承認を得ること。 ・テスト結果を報告し、発見された問題に対する対応を行うこと。
セキュリティ	・通信及び保存データの暗号化を実施すること。 ・アクセスログを取得し、一定期間保存できること。 ・ISMS 認証又は同等のセキュリティ管理体制を有すること。

VI 運用・保守要件

1. 運用・保守体制

- (1) 本サービス（システム）の運用・保守期間中において発生する障害や問題に対して、責任を持って解決できる体制であること。
- (2) 職員による操作に関する問い合わせ等に対応する窓口を設けること。希望する対応時間及び連絡方法については、次に示す。なお、さらに効果的・効率的な体制が整えられる場合は提案すること。
 - ・電話での問合せ：平日の午前 9 時から午後 5 時まで
 - ・メール、Web での問合せ：常時
- (3) 問合せ対応時間帯以外においても障害等緊急時に対応できる窓口を設置すること。また、障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合に対応が必要となる受注者の技術者やその他関係するメーカー等との連絡体制を整備すること。
- (4) 運用・保守体制として、通常及び緊急時の連絡先及び連絡方法を提示すること。

2. 運用・保守実施内容

(1) 問い合わせ対応

- ・職員からの運用に関する問合せに対して、速やかに回答を行うこと。必要に応じて現地に赴き、運用支援を行うこと。

(2) 障害対応

- ・障害等緊急で対応すべき事象が発生した場合は、連絡窓口が一次窓口の役割を担い、必要に応じて受注者の技術者やその他関係メーカー等と連携し、速やかに対応すること。
- ・障害等緊急時の対応手順をあらかじめ作成し、提示すること。
- ・障害発生との連絡を受けた場合は、その障害原因を特定し、運用担当者へ報告すること。
- ・重大障害の際には、対策会議等を開催し、経過等を取りまとめて報告するとともに、改善策を運用担当者へ提示すること。
- ・導入したシステムにおいて、ウイルスの検出や不正アクセス等の事案が発生した場合は、運用担当者と協力し、対応及び原因究明を行うこと。

(3) システム保守

- ・受注者は、導入したサービスの正常な動作を確保するための一切の保守業務を実施すること。
- ・導入したシステムのソフトウェアのバージョンアップが発生した場合、適宜実施すること。
- ・バージョンアップが有償となる場合は、有償となるバージョンアップ作業の範囲・種別を明示すること。
- ・導入したシステムに関連するソフトウェアにおいて、修正等のモジュールが提供された場合には、モジュールの適用の必要性を判断し、運用担当者へ説明すること。
- ・導入したシステムで使用するソフトウェアに対するセキュリティーホールが各メーカーより報告された場合は、全体への影響度を考慮に入れ、対策プログラムの適応の必要性を判断し、対策を実施し、運用担当者へ報告すること。

(4) その他

- ・その他運用・保守について、追加費用を必要とせずに提供できる機能等、有効な提案があれば併せて提案すること。

VII 研修要件

受注者は以下の条件を前提とし、研修を実施すること。

- ・研修の実施及び日程に関しては、本市と協議の上、調整を行うこと。
- ・研修に必要な資料は受注者にて準備を行うこと。
- ・研修を実施するために必要となるシステム等の設定や講師の派遣、対象職員数に応じたサポート要員の準備等、研修に必要な一連の要素は受注者の負担にて準備すること。

1. 必須項目

管理者研修	・令和8年度中に操作研修を1回以上実施すること。 ・本市担当者（5名）を対象とする。 ・操作マニュアルを2部提供すること。
図書司書研修	・令和8年度中に操作研修を1回以上実施すること。 ・図書司書（17名）を対象に、図書館システム利用における機能の基本操作方法等を取得できるような研修内容であること。 ・研修の形態は協議の上決定した任意の学校の図書館を利用しての集合研修とする。 ・操作マニュアルを各学校2部ずつ提供すること。

2. 任意項目

その他研修	・必要に応じて教職員向け説明資料を作成すること。 ・管理機能、統計機能、利用者管理機能等について説明すること。
-------	---

VIII 成果物

受注者は以下の成果物を納品すること。納品物は、紙媒体を各1部と電子データで納品すること。

- ・プロジェクト計画書
- ・導入スケジュール
- ・システム設計書
- ・データ移行計画書
- ・テスト結果報告書
- ・運用手順書
- ・操作マニュアル
- ・研修資料
- ・保守体制図
- ・完了報告書